

就任のご挨拶

—内部の充実と外部への機動的対応を！—



会長 木下 實三

平成 16 年度の会長就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

平成 14 年 2 月の小泉首相による知的財産立国宣言以来、この 2 年間、知的財産改革が極めて速いスピードで実行され、昨年 7 月には、知財戦略本部により「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」が策定されました。これにより、270 項目にわたる知的財産の改革が提案され、実行されつつあります。

この改革に関連し、第一次、第二次の弁理士法改正がなされ、業務範囲の拡大、さらには特定侵害訴訟代理制度の誕生など、知的財産改革を担う専門家としての地位がより確固たるものになってきております。同時に、社会からのより高度な専門性の要求も高まってきております。

このような時代背景のもと、平成 16 年度は、日本弁理士会の内部的充実と、社会すなわち外部に対してより広範囲で機動的な対応を目指していききたいと思います。

具体的には、内部的充実として、人材育成を通じて技術、法律、経営的判断におけるより高度な専門性の確保と、役員制度、支部制度を始めとする組織の改革を図っていきます。

さらに、内部的対応として、会員の急激な増加対策がありますが、これに対しては、専門範囲である特許庁などに対する申請業務を的確に遂行するとともに、周辺業務に積極的取り込んで対応する必要があります。周辺業務として、知的財産に関する相談業務、契約業務、活用業務、より具体的には、中小・ベンチャー企業や、大学における知的財産本部等における発明などの発掘から活用に至る知的創造サイクルへの一貫関与、関税定率法に関する業務等に多くの会員が関与する施策を展開します。

特に、これからこの業界の発展を支える若い会員には、新たな分野への積極的な取組みを期待します。日本弁理士会としても、出来るだけバックアップしていきます。

新規分野に関しましては、上記以外に、コンテンツ、知財の流通・流動化、技術の標準化および医療特許関連業務の研究や、知的財産価値評価への対応も進めてまいります。

特定侵害訴訟に関しましては、昨年末、550 名余の特定侵害訴訟代理業務を扱うことができる弁理士が誕生しました。これらの付記弁理士については、然るべき継続的な研修(フォローアップ研修)を行い、実務の実績を積み上げてまいります。

特定侵害訴訟代理権の取得に意欲がある会員の希望に沿うため、能力担保研修を昨年と同規模で実施するようにします。

外部への機動的対応としては、知的財産推進計画に対し、実施項目に対する確実な実行と同時に、将来計画に対する意見表明を行っていきます。

外部からは、今まで以上に、知的財産を通しての地域貢献，社会貢献が求められており，日本弁理士会は，このような要請にも積極的に対応していきたいと思います。

具体的には，日本各地での知的財産に関するシンポジウムの開催，知的財産相談所の開設，地方行政とのより一層の連携強化，地域クラスター創生事業への協力などがあります。また，知的財産教育への関与により，わが国の知的財産人材の育成にも貢献していきたいと思います。

国際的には，わが国製品の海賊版や，模倣品の増加により，わが国企業が被る被害は甚大なものがあります。これらの防止対応にも知的財産の専門職として関与していきます。

日本弁理士会として取り組まなければならない課題は，山積しておりますので，会務活動や社会貢献活動への会員各位の積極的なご協力をお願い致します。

平成 16 年度正副会長会



副 会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長	会 長	総 括 副 会 長	副 会 長	副 会 長	副 会 長
井 上 一	杉 本 ゆ み 子	吉 田 芳 春	丸 島 儀 一	木 下 實 三	佐 藤 辰 彦	浅 賀 一 樹	福 田 賢 三	吉 田 稔